

自転車の交通指導取締り状況1

指導警告票交付件数

	無灯火	二人乗り	信号無視	一時不停止	歩道等通行 (17条第1項)	右側通行 (17条第4項)	歩道通行方法 (63条の4 第2項)	並進禁止	※その他	合計
令和4年	330,495	51,941	66,102	161,604	8,753	28,706	2,986	105,754	562,489	1,318,830

※ 網掛けの違反(「歩道等通行」「右側通行」「歩道通行方法」「並進禁止」)の件数は令和4年7月からの件数を計上。(1月から6月までの累計件数は計上されていない。)

※ 「その他」については、1月～6月までは「無灯火」「二人乗り」「信号無視」「一時不停止」の違反を除いた件数が計上。

(1月～6月の「その他」の件数には上記表の「その他」の項目に加え、網掛けの違反(「歩道通行」「右側通行」「歩道通行方法」「並進禁止」)の件数が含まれているもの。)

※「指導警告票」とは、違反を現認した際に検挙はしないが、注意を喚起するために交付する書面をいう。

検挙件数

	信号無視	通行禁止違反	しゃ断踏切立 入	指定場所一時 不停止	歩道通行 (17条第1項)	右側通行 (17条第4項)	歩道通行方法 (63条の4第2項)	無灯火	乗車・積載違 反	酒酔い運転	運転者の遵守 事項違反	制動装置不良 自転車運転	その他	合計
令和4年	12,498	185	3,880	4,679	38	175	25	24	140	116	1,554	361	874	24,549

※「乗車・積載違反」とは、都道府県公安委員会が定めた乗車人員又は積載重量等の制限に違反する行為をいう。

※ 網掛けの違反内訳(「歩道等通行」「右側通行」「歩道通行方法」)の件数は令和4年7月からの件数を計上 (1月～6月分の件数は全て「その他」として計上。)

※「運転者の遵守事項違反」とは、傘さし運転等都道府県公安委員会が定めた禁止事項に違反する行為をいう。

自転車の交通指導取締り状況2

指導警告票交付件数

	無灯火	二人乗り	信号無視	一時不停止	歩道通行者に危険を及ぼす違反	その他	合計
平成25年	739,197	396,361	180,394	168,331	247,126	679,399	2,410,808
平成26年	539,930	207,865	89,049	108,283	236,196	546,737	1,728,060
平成27年	561,700	171,223	103,191	111,596	243,967	659,151	1,850,828
平成28年	494,116	116,322	75,158	97,150	260,740	536,055	1,579,541
平成29年	485,633	100,785	78,065	106,199	252,670	527,372	1,550,724
平成30年	470,929	87,001	77,860	115,155	293,295	561,789	1,606,029
令和元年	377,997	72,787	65,927	113,065	246,647	479,112	1,355,535
令和2年	384,098	62,971	65,429	137,951	260,750	526,549	1,437,748
令和3年	336,366	49,197	62,868	150,852	219,586	493,569	1,312,438

※「歩道通行者に危険を及ぼす違反」とは、歩道を通行するに当たって並進する行為や歩道において徐行等をせずに進行する行為等をいう。

※「指導警告票」とは、違反を現認した際に検挙はしないが、注意を喚起するために交付する書面をいう。

検挙件数

	乗車・積載違反	信号無視	しゃ断踏切立入	一時不停止	無灯火	酒酔い運転	通行禁止違反	運転者の遵守事項違反	制動装置不良自転車運転	その他	合計
平成25年	424	3,599	1,322	288	83	179	110	168	832	188	7,193
平成26年	852	4,237	1,301	295	64	156	317	211	478	159	8,070
平成27年	647	6,347	2,911	596	44	148	168	225	534	398	12,018
平成28年	576	6,809	3,890	824	52	127	140	220	474	708	13,820
平成29年	298	7,143	3,984	969	32	122	113	239	433	772	14,105
平成30年	240	9,316	4,711	1,034	28	110	86	685	475	883	17,568
令和元年	329	12,472	5,931	1,555	17	109	53	1,024	387	982	22,859
令和2年	233	14,344	6,005	1,804	16	119	236	972	446	1,292	25,467
令和3年	121	10,978	4,383	2,595	24	103	658	1,554	325	1,165	21,906

※「乗車・積載違反」とは、都道府県公安委員会が定めた乗車人員又は積載重量等の制限に違反する行為をいう。

※「運転者の遵守事項違反」とは、傘さし運転等都道府県公安委員会が定めた禁止事項に違反する行為をいう。